

令和5年第3回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（令和5年9月4日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について	6
日程第5 議案第60号 宇治田原町監査委員の選任について	7
日程第6 議案第48号 令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）	7
日程第7 議案第49号 令和5年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）	7
日程第8 議案第50号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて	7
日程第9 議案第51号 宇治田原町都市公園条例の一部を改正する条例を制定するについて	7
日程第10 議案第52号 財産の取得について	7
日程第11 議案第53号 宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の変更について	7
日程第12 議案第54号 令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について	9
日程第13 議案第55号 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定について	9
日程第14 議案第56号 令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	9
日程第15 議案第57号 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	9
日程第16 議案第58号 令和4年度宇治田原町水道事業会計決算認定について	9
日程第17 議案第59号 令和4年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について	9
日程第18 決算特別委員会の設置について	16

令和5年第3回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和5年9月4日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 日程第5 議案第60号 宇治田原町監査委員の選任について
- 日程第6 議案第48号 令和5年度宇治田原町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第49号 令和5年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第50号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第9 議案第51号 宇治田原町都市公園条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第10 議案第52号 財産の取得について
- 日程第11 議案第53号 宇治田原町辺地総合整備計画(奥山田辺地)の変更について
- 日程第12 議案第54号 令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 議案第55号 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について
- 日程第14 議案第56号 令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 議案第57号 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第58号 令和4年度宇治田原町水道事業会計決算認定について
- 日程第17 議案第59号 令和4年度宇治田原町下水道事業会計決算認定について
- 日程第18 決算特別委員会の設置について

1. 出席議員

議 長	12番	浅 田 晃 弘	議 員
副議長	1 番	山 内 実 貴 子	議 員

2番	榎木憲法	議員
3番	馬場哉	議員
4番	森山高広	議員
5番	山本精	議員
6番	宇佐美まり	議員
7番	藤本英樹	議員
8番	今西利行	議員
9番	上野雅央	議員
10番	原田周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	山下康之	君
教育	長	奥村博巳	君
政策	監	星野欽也	君
総務担当	理事	奥谷明	君
建設事業担当	理事	垣内清文	君
教育	次長	黒川剛	君
総務	課長	村山和弘	君
企画	財政課長	中地智之	君
税住民	課長	廣島照美	君
福祉	課長	中村浩二	君
健康	対策課長	岡崎一男	君
子育て	支援課長	岩井直子	君
建設	環境課長	谷出智	君
産業	観光課長	田村徹	君
上下	水道課長	下岡浩喜	君
会計	管理者兼会計課長	長谷川みどり	君

社 会 教 育 課 長 立 原 信 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君

庶 務 係 長 重 富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第3回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（浅田晃弘） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、森山高広議員と7番、藤本英樹議員を指名いたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員をお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（浅田晃弘） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月27日までの24日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって会期は本日から9月27日までの24日間に決定しました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長（浅田晃弘） 日程第3、「諸報告」を行います。

会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元にお配りしたとおりでございます。

また、議長において受理いたしました陳情書1件につきましても、お手元に配付しているとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

これにて諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

9月議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今年の夏は記録的な猛暑が続き、日中はまだまだ厳しい残暑が続いておりますが、朝夕には少しずつ秋の訪れを感じる今日この頃となっております。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと心よりお喜びを申し上げますとともに、平素は宇治田原町行政の推進に何かとご理解、ご尽力、ご支援賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和5年第3回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方にはご参集をいただきまして、ここに開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

さて、8月15日に近畿地方を縦断するように北上した台風7号は、京都府北部を中心に大雨による土砂崩れや浸水被害を引き起こしました。本町におきましても、高齢者等避難情報を発表いたしました。幸いにも大きな被害はなかったところでございます。

しかしながら、本年も全国各地で線状降水帯が原因と言われる大雨の被害が発生しており、犠牲となられました方々に対しまして心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の皆様方にお見舞いを申し上げます。

本町におきましても、決して油断することなく、引き続き防災体制の強化を図っていかねばならないと考えておるところでございます。

また、去る8月9日に本町元職員が再度逮捕され、8月30日に追送致された事案につきまして、議員各位には大変ご心配をおかけしておりますこと、まずもって深くおわびを申し上げる次第でございます。

町政への信頼回復と事件の再発防止を住民の皆様にお誓いし、入札制度の不断の見直しと法令遵守の徹底、職員倫理の向上に職員一丸となって取り組んでいたさなかに、再びこのような事件が発覚したことは誠に遺憾であります。職員一人一人が改革の原点にいま一度立ち返り、公正・透明で住民の皆様から信頼される行政を確立するために、全力で取り組んでまいり所存であります。

今議会では、令和4年度各会計の決算についてご審議をいただきますが、一般会計におきましては、財政調整基金の取崩しを抑え、積立てを増やすことができましたことから、実質単年度収支につきましては、2年連続で黒字化を図ることができたところでございます。

しかしながら、今後、歳入の大幅な増加を見込むことが困難であり、扶助費の増加や新庁舎建設及び山手線関連事業の起債償還が本格化することから、財政状況の厳しい見通しは変わらないものの、常に健全な財政運営に努めてまいりますとともに、第5次まちづくり総合計画に掲げます「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現を目指し、住民福祉の向上と安心・安全なまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和4年度各会計の決算につきましては、去る8月18日、21日の両日にわたりまして監査委員の審査を受けましたことをご報告させていただきますとともに、暑さ厳しく、天候が不安定な中、ご足労いただきました本多、藤本両監査委員に厚くお礼申し上げます。

本議会に提案させていただきます議案は、令和5年度一般会計補正予算（第3号）をはじめ予算関係2件、条例関係2件、一般議案2件、令和4年度決算関係6件、人事関係1件、報告1件、合わせまして13議案、1報告でございます。

それぞれの議案の内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決、ご認定並びにご同意を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報告第8号の上程、説明

○議長（浅田晃弘） 日程第4、報告第8号、「和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について」報告を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第4、報告第8号につきましてご説明申し上げます。

報告第8号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告につきましては、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定事項として、専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和5年7月10日に町が所有・管理する残置森林内の枯れ松が風雨の影響で倒木し、隣接の相手方所有地に設置されているフェンスに損害を与えたものでございます。

当事故に関しましては、被害者の方との示談が調い、損害賠償額20万9,000円で和解したものでございます。

今後とも適正な維持管理について、さらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） これにて、報告を終わります。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（浅田晃弘） 日程第5、議案第60号、「宇治田原町監査委員の選任について」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第5、議案第60号につきましてご説明申し上げます。

議案第60号、宇治田原町監査委員の選任につきましては、現委員の本多八朗氏の任期が令和5年9月30日をもって満了となりますことから、同氏を再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

本多氏におかれましては、人格が高潔であり、財務や経営管理に関し優れた識見を有されており、監査委員として最適任者であることから再任させていただくものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第60号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定しました。

◎議案第48号～議案第53号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第6から日程第11まで、議案第48号から議案第53号までの6議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第6から日程第11、議案第48号から第53号までの6議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第48号、「令和5年度宇治田原町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、

新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施するための費用等を補正するもので、補正額は439万9,000円の追加となり、補正後の予算総額を52億8,553万1,000円とするものでございます。

まず、第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましてご説明申し上げます。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金150万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金279万9,000円を追加しております。

寄附金では、地域福祉寄附金10万円を追加しております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

総務費では、地域福祉振興基金積立10万円を追加しております。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費429万9,000円を追加しております。

続きまして、議案第49号、「令和5年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきましては、保険事業勘定において、前年度の国・府・支払基金の負担金等の確定により返還金の補正をするもので、補正額は690万1,000円の追加となり、補正後の予算総額を8億3,028万2,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰越金690万1,000円を追加しております。

歳出では、過年度分国府等支出金返還金690万1,000円を追加しております。

続きまして、議案第50号、「宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定する」につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、新たにスマートフォンにも利用者証明用電子証明書を搭載することで、個人番号カードだけでなく、スマートフォンでもコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第51号、「宇治田原町都市公園条例の一部を改正する条例を制定する」につきましては、宇治田原中央公園を新たに追加するために、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、別表に「宇治田原中央公園」を追加するものでございます。

続きまして、議案第52号、「財産の取得」につきましては、平成15年の学校給食共同調理場創設時から設置している真空冷却機を更新するため、株式会社アイホーから990万円で取得しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分

関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得財産の概要は、安全でおいしい給食を提供するため、加熱調理後の副菜等を庫内で直ちに真空状態にして冷却させる真空冷却機1台を取得するものでございます。

続きまして、議案第53号、「宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の変更」につきましては、奥山田辺地に係る辺地総合整備計画について、令和5年度及び令和6年度事業として道路整備事業を追加するもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。

これで、各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号及び議案第49号の2議案を予算特別委員会に、議案第50号及び議案第51号並びに議案第53号の3議案を総務建設常任委員会に、議案第52号の1議案を文教厚生常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、ただいま申しましたとおり、6議案につきましては、それぞれの常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたします。

◎議案第54号～議案第59号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（浅田晃弘） 同じく、会議規則第37条により、日程第12から日程第17まで、議案第54号から議案第59号までの6議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第12から日程第17まで、議案第54号から第59号までの6議案につきまして、一括して説明申し上げます。

議案第54号、「令和4年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定」につきましては、決算額歳入56億6,307万2,701円、歳出54億7,905万6,171円で、歳入歳出差引残額は1億

8,401万6,530円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,698万6,000円を差し引きしますと、実質収支額は1億6,703万530円となりました。

続きまして、議案第55号、「令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定」につきましては、決算額歳入10億6,484万6,246円、歳出10億3,901万2,567円で、歳入歳出差引残額は2,583万3,679円となりました。

続きまして、議案第56号、「令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、決算額歳入1億5,060万6,447円、歳出1億4,748万3,940円で、歳入歳出差引残額は312万2,507円となりました。

続きまして、議案第57号、「令和4年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、まず保険事業勘定の決算額は、歳入8億2,012万6,753円、歳出7億9,826万2,617円で、歳入歳出差引残額は2,186万4,136円となりました。続きまして、介護サービス事業勘定の決算額は、歳入557万3,299円、歳出337万4,934円で、歳入歳出差引残額は219万8,365円となりました。

続きまして、議案第58号、「令和4年度宇治田原町水道事業会計決算認定」につきましては、決算額は、収益的収入及び支出では、収入は2億9,629万5,582円、支出は2億8,567万8,607円となり、資本的収入及び支出では、収入5,381万3,185円、支出1億6,168万2,150円となりました。

なお、当年度純利益は395万331円となりました。

続きまして、議案第59号、「令和4年度宇治田原町下水道事業会計決算認定」につきましては、決算額は、収益的収入及び支出では、収入は4億1,382万4,323円、支出は4億166万7,509円となり、資本的収入及び支出では、資本的収入3億5,518万1,200円、資本的支出4億5,554万732円となりました。

なお、当年度純利益は286万2,078円となりました。

以上、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員より決算審査について審査報告を求めます。監査委員、藤本英樹議員。

○監査委員（藤本英樹） 皆様、改めましておはようございます。

ただいまより、決算審査につきましてご報告申し上げます。

地方自治法及び地方公営企業法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定

められた規定により、一般会計及び各特別会計の決算並びに健全化判断比率及び資金不足比率、基金の運用状況について、関係帳簿、証書類などの書類が審査に付託され、8月18日及び21日の両日にわたり、本多代表監査委員と共に審査を行いました。

その結果につきましては、お手元に配付しております決算審査意見書のとおりでございます。

まず、水道事業会計及び下水道事業会計を除く令和4年度宇治田原町の各種会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

審査を行った決算書、帳簿及び証書類等は、令和4年度宇治田原町一般会計及び各特別会計に係ります歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、各種関係諸帳簿及び証書類であります。

また、現地調査は、小中学校トイレ洋式化等整備事業費をはじめとする3事業について審査実施いたしました。

2ページの3、審査の統括意見としては、各会計の決算、財産について、予算現額、収入済額、支出済額、関係帳簿、証書類など、その内容を審査した結果、計数的に正確であり、予算執行の成果等、各会計とも良好であるとともに、基金の運用状況も調書の計数は正確で、運用が確実かつ効率的に行われていると認めます。また、現地審査についても、事業執行は適正であると認めます。

4、個別意見として、まず一般会計決算の総括意見としては、本町の財政状況は、歳入の基幹財源である町税が固定資産税の大幅な増収により、全体で約1億5,050万円の増加となっており、地方交付税においては、普通交付税が減少し、特別交付税と合わせた全体では約2,860万円の減少となっております。

国庫支出金については、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金等の減少により、約1億3,710万円の減少となっており、府支出金においても、約1,670万円の減少となっております。

町債については、臨時財政対策債が大幅な減少となるとともに、都市公園整備事業債などの投資的事業が減少したことから、約9,480万円の減少となっております。

歳入全体においては、前年度を約7,600万円下回っている状況であります。

一方、歳出全体においては、近年借り入れた起債に係る元金償還が増加したものの、子育て世帯への臨時特別給付金事業などの減少に伴い、前年度を約3,390万円下回っている状況でございます。

このような中、財政運営については、中長期的な財政見通しを策定され、経常経費の節減合理化に努められるとともに、補助金等の活用や、創意と工夫を持った財源の重点的かつ効果的な運用を図られたところです。

また、各種施策を積極的かつきめ細やかに実施された中、本年度も実質収支で黒字決算を打たれ、実質単年度収支も2年連続で黒字となり、財政調整基金も約9,000万円増加するなど、その成果は見られます。

しかしながら、この要因は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による影響が大きいと考えられることから、歳入の根幹となる町税等のさらなる増加に努力されるとともに、今後の公債費増加を見据え、第7次行政改革大綱に基づく徹底した行財政改革の推進及び包含されるDX基本計画に基づくスマート自治体の実現にも積極的に取り組まれ、持続可能な行財政運営に努力されたいと考えます。

4ページ、(2)歳入については、町税収入は前年度に比べ大幅な増加となっているものの、町税の安定した収入は、財政運営の根幹をなすものであり、税負担の公平性の観点からも、従来にも増して的確な課税客体の把握と、京都地方税機構との連携により、徴収の確保に努力されることを期待するところです。

地方交付税については、普通交付税が減少となっており、普通交付税の歳入における構成比は高くなっていることから、今後の動向に注視が必要であります。

各種補助金等については、厳しい財政事情下でありながら、有利な起債の借入れ、あらゆる制度を活用し財源の確保が図られたことは、職員各位の努力によるものであり、今後とも引き続き関係機関との連携を密にしながら、適切な財源確保についての調査・研究を進められるよう期待いたします。

また、徴収率は、町税では昨年度と同率、国保税並びに各種保険料等では昨年度より向上は図られているものの、依然として未収金があります。負担の公平性からも、さらなる徴収努力を願います。

その他の歳入については、法令もしくは条例等に基づき的確に収入されており、良好と認めます。

次に、5ページ、(3)歳出については、本年度の予算額に対する執行割合は、翌年度への繰越分を控除すると、昨年度より2.1%減少しており、全体で94.5%の執行がなされているものの、今後は執行割合の改善に向け努力を望みます。

その他、各項目別に支出状況及び支出効果等につき審査を行いました。厳しい財政事情を踏まえ、適正な執行状況に努力されている結果がうかがえます。

一方で、義務的経費全体は前年度を下回っているものの、公債費については、今後庁舎建設起債の元金償還が本格化し、増加傾向にあること、また財政力指数についても、ここ数年は悪化傾向にあることから、引き続き適切な行財政運営に努め、安定した財政基盤の構築を求めています。

次に、6ページ、国民健康保険特別会計（事業勘定）決算についてですが、医療費の歳出が増加する中、国保加入者・世帯数の減少により、今後も厳しい財政運営が続くと予想されますが、健全な会計運営のためにも、適切な保険税の設定と、京都地方税機構と連携したさらなる収納率の向上、特定健診受診率の向上や、健康維持・改善を図るための各種保健事業の推進により、医療費抑制への取組に一層の努力を望みます。

後期高齢者医療特別会計決算については、京都府後期高齢者医療広域連合が運営する医療保険制度のための会計であり、歳入歳出の大部分を占める保険料、広域連合への納付金ほか、適切に収入・支出がなされており、決算は良好であると認められます。

介護保険特別会計決算については、給付対象者が増加する中、保険事業については、居宅サービスや施設サービス等の利用に対する確な運営が図られており、介護サービス事業では、要支援者の予防プラン作成による介護保険サービスの利用支援など適切に取り組まれており、保険事業と併せて、その決算は良好と認めます。

今後、一層適正な保険給付と保険運営に努められるとともに、保険料については、負担の公平性の観点から、収入の確実な確保に向け、未収金の徴収の取組に継続して努めていただきたい。

7ページ、基金の運用状況については、宇治田原町が保有する基金の運用状況については、確実かつ効率的に行われておりました。令和4年度末現在、20の基金を設置しており、その残高は16億5,726万4,000円となっております。

8ページ、現地調査については、小・中学校トイレ洋式化等整備事業費（宇治田原小学校）、宇治田原山手線整備事業費（緑苑坂以北）、消防ポンプ自動車更新事業費の3事業について現地調査を行ったところでございますが、資料及び現地確認の結果、各事業とも適正に執行されていると認められます。

次に、令和4年度宇治田原町水道事業会計決算審査意見書についてご報告いたします。

審査対象は、令和4年度宇治田原町水道事業会計決算書及び関係帳簿、証書類でございます。

審査の総括といたしましては、収支予算執行整理簿に基づき、現金出納簿及び総勘定元帳、日計簿、各試算表、出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につ

き検討を加え、審査をした結果、決算は計数的に正確であり、内容も正確なものであると認めます。

業務状況について、年間有収水量は、前年度に比べ1.0%減少しており、今後も年間有収率向上のため、老朽水道管の更新等を行うとともに、業務の適切かつ効率的な管理に努められることを望みます。

経営状況については、今後、給水人口推移等による水量の大幅な増加は見込めないことを認識し、給水収益の変動に注視していかなければなりません。

給水原価につきましては、全体的に事業費が増加したことにより、前年度に比べ31.3円上がっています。今後も効率的な水道施設の更新、維持管理に努められるよう望みます。

単年度収支では、物価高騰対策水道料金減免事業等の他会計負担金の増加により395万331円の純利益となりましたが、前年度に比べ2,644万3,831円減少しております。

今後も安心して安全な水道水を安定的に将来にわたり供給できるよう、効率的な水道事業経営、第4次拡張事業計画に基づく施設整備に努めるなど、各般にわたり格段の努力を期待します。

また、未収金については、収納確保に取り組まれ、その効果は認められますが、今後もより一層の収納に努められるよう要望いたします。

次いで、令和4年度宇治田原町下水道事業会計決算審査意見書についてご報告いたします。

審査対象は、令和4年度宇治田原町下水道事業会計決算書及び関係帳簿、証書類でございます。

審査の総括といたしましては、収支予算執行整理簿に基づき、現金出納簿及び総勘定元帳、日計簿、各試算表、出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき検討を加え、審査をした結果、決算は計数的に正確であり、内容も正確なものであると認めます。

業務状況について、人口普及率は88.4%、有収水量は69万1,319立方メートルで、有収率は100.8%となっております。

経営状況については、収支差引286万2,078円の当年度純利益でありました。

引き続き普及率の向上に努め、未整備区域における事業推進に向け計画の見直しを行う中で、各地域に合った手法により積極的な取組を進めていただくとともに、機械・電気設備等の老朽化が大きな課題となっていることから、更新及び修繕工事については、

計画的、効率的に進められたいと思います。

経営面においては、経費回収率が前年より増加したものの、収入の大部分を一般会計からの繰入金で賄っている状況であります。将来に向けて多額の資金が必要になることに対し、人口減少などの状況を鑑みると、大変厳しい財政状況であることから、今後は下水道使用料の適正化や下水道事業の広域化などによる汚水処理の効率化を図り、さらなる経営の健全化に努められることを望みます。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率についてご報告いたします。

いずれの算定についても、基礎となる書類は適正に作成されておりました。

健全化判断比率の各比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともにゼロ%以下となっております。

実質公債費比率は9.1%となり、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っておりますが、年々悪化傾向にあり、今後注視していく必要があります。

将来負担比率は100%となり、令和3年度の101.7%から減少しており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り、懸念はないものの、今後注視していく必要があります。

また、各公営企業会計の資金不足比率についても、実質的な資金不足額はなく、ゼロ%以下となることから、経営健全化基準を下回り、良好であると認められます。

以上のとおり、令和4年度一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算の審査を行い、意見となる事柄につき列記いたしましたが、新型コロナウイルス感染症への対応や、人口減少、少子高齢化等により、本町を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されているところでございます。

今後も中長期的な視野に立ち、デジタル技術の活用による業務の効率化を図るとともに、住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を挙げる町政運営を常に意識することを要望し、監査の意見といたします。

宇治田原町監査委員、藤本英樹。

○議長（浅田晃弘） 決算審査報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております6議案につきましては、いずれも令和4年度決算認定であります。決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、6議案につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎決算特別委員会の設置について

○議長(浅田晃弘) 日程第18、「決算特別委員会の設置について」を議題といたします。

決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、監査委員を除く10名を指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、議員10名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前10時57分

○議長(浅田晃弘) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長並びに副委員長の選任が行われましたので、その結果を報告いたします。

決算特別委員会委員長に2番、榎木憲法議員、副委員長に9番、上野雅央議員と決定されましたので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

次回は、9月7日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日付託いたしました各議案につきましては、それぞれの所管の委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

散 会 午前10時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 森 山 高 広

署 名 議 員 藤 本 英 樹